

徳島県警察本部訓令第22号

徳島県警察用航空機の運用等に関する規程を次のように定める。

令和3年9月27日

徳島県警察本部長 小澤 孝文

徳島県警察用航空機の運用等に関する規程

徳島県警察用航空機の運用等に関する規程（平成6年徳島県警察本部訓令第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、航空関係法令その他の法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）等に定めるもののほか、警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営、県警察に配備された警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（航空基地）

第2条 航空基地（規則第6条第2項に規定する航空隊の活動の本拠をいう。）は、板野郡松茂町豊久（徳島空港）に置く。

（運用の基本）

第3条 航空機の運用に当たっては、各部門と連携を図るとともに、その特性を活用して警察活動を行うことを基本とする。

（活動等）

第4条 航空隊は、規則第7条に定める任務を果たすため、次に掲げる活動を行う。

（1）警備実施

災害その他の場合において実施する警備活動

（2）警ら

管理責任者が定める警ら区域及び路線を巡航して、管内の実態掌握に努めるとともに、警戒、調査等を行う活動

（3）搜索救助

山岳、海上等において遭難者を搜索し、救助するなどの活動

（4）初動捜査等

緊急配備の発令その他事件・事故の発生時における被疑者の発見、追跡及び現場状況の把握等の活動

（5）支援

航空機の支援又は搭乗の申請、関係機関からの要請等に基づき本部長が命ずる活動

2 航空隊は、前項の活動に当たっては、当該活動を主管する所属長の指揮を受けるほか、常に通信指令課との連携を密にし、緊急事態等（徳島県警察緊急事態等初動措置要綱（令和2年徳島県警察本部訓令第25号）第2条に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）への即応を指示されたときは、直ちに必要な措置を採るものとする。ただし、当該活動を優先しなければならない事由があるときはこの限りでない。

3 航空隊は、常に航空機等（規則第2条第1項第2号に規定する航空機等をいう。以下同じ。）の整備を行うほか、緊急事態等の発生が予想される場合において、管理責任者が指定する場所において直ちに出動できる体制を保持しなければならない。

(管理責任者)

第5条 県本部に管理責任者を置き、警備部警備課長をもって充てる。

2 管理責任者は、航空隊の効率的な管理及び運営を統轄する。

(運用責任者)

第6条 県本部に運用責任者を置き、警備部警備課次長をもって充てる。

2 運用責任者は、管理責任者を補佐し、航空機の効果的な運用及び安全な運航に関する事務を行う。

3 運用責任者は、管理責任者に事故があった場合は、その職務を代行する。

(運航責任者等)

第7条 運航責任者(規則第9条に規定する運航責任者をいう。以下同じ。)及び安全担当者(規則第10条に規定する安全担当者をいう。)は、管理責任者が指名する。

2 運航責任者に事故があった場合は、管理責任者は、新たに運航責任者を指名しなければならない。

3 運航責任者は、毎月末までに翌月の航空機月間運航計画書(別記様式第1号)を作成し、管理責任者の承認を受けなければならない。

(勤務制)

第8条 航空隊の勤務制は、通常勤務(徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)第91条第1項に規定する勤務をいう。)とする。ただし、緊急事態等に対処する場合その他必要な場合は、この限りでない。

(航空業務計画)

第9条 運航責任者は、規則第4条第3項の規定により、警察庁長官が毎年度定める航空業務計画の指針に基づき、毎年度の航空業務計画を策定し、管理責任者を經由して本部長に承認を受けなければならない。

(支援・搭乗申請等)

第10条 所属長は、所属職員を航空機に搭乗させようとする場合その他航空機の支援を必要とする場合は、当該日の20日前までに、航空機支援・搭乗申請書(甲)(別記様式第2号)を管理責任者を經由して本部長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、電話その他の方法により承認を得、申請書は事後提出すること。

2 管理責任者は、前項の申請があったときは、使用の目的、日時、飛行経路、離着陸場等について審査するものとし、必要があれば意見を付すことができる。

3 管理責任者は、本部長が第1項の申請を承認したときは、航空機支援・搭乗承認書(別記様式第3号。以下「承認書」という。)を作成し、当該申請を行った所属長に交付すること。

4 所属長は、前項の承認書の交付を受けた後、管理責任者と十分な連絡調整を行うこと。

(部外者の支援・搭乗申請等)

第11条 所属長は、職員以外の者(以下「部外者」という。)から航空機の支援又は搭乗の要請があった場合は、管理責任者と協議して適当と認めるときに限り、申請者から航空機支援・搭乗申請書(乙)(別記様式第4号)に誓約書(別記様式第5号)を添えて提出させること。ただし、遭難者の救助その他緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 支援・搭乗の申請及び承認については、前条(第1項ただし書及び第4項の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、承認書は、所属長を經由して当該申請を行った部外者に交付すること。

(搭乗手続)

第12条 機長(規則第12条に規定する機長をいう。以下同じ。)は、搭乗者が航空機に搭乗する場合は、承認書の提出を受けること。ただし、第10条第1項ただし書及び前条第1項ただし書の規定により搭乗するときは、この限りでない。

(搭乗者の遵守事項)

第13条 機長は、搭乗者に対し航空機搭乗心得(別表)を示し、遵守するよう指導すること。

(事故報告)

第14条 規則第15条第1項に基づく航空機事故が発生した場合の報告は、管理責任者を經由して行うこと。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(航空機事故の調査)

第15条 本部長は、規則第16条に基づく調査を行う場合において、事故の原因を明らかにするため必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会を設置することができる。

2 航空機事故調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は本部長とし、委員は委員長が指名する職員及び委嘱する部外の有識者をもって充てる。

(臨時発着場)

第16条 臨時発着場(規則第18条に規定する臨時発着場をいう。以下同じ。)の指定は、署長の申請に基づき行う。

2 署長は、管轄区域内において臨時発着場として適当と認める場所がある場合は、別に定める選定基準に照らして調査を行い、臨時発着場調査報告書(別記様式第6号)を作成の上、管理責任者を經由して本部長に申請しなければならない。この場合において、土地又は建造物の所有者及び管理者から使用承諾書(別記様式第7号)の提出を受け、当該臨時発着場調査報告書に添付すること。

3 署長は、常に臨時発着場の実態掌握に努めるとともに、周囲の建造物の状況等によって臨時発着場の選定基準に適合しなくなったと認めたとき又は所有者若しくは管理者から指定の解除の申出があったときは、管理責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

4 本部長は、前項の報告に基づき、臨時発着場の指定を解除する。

(臨時発着場の安全措置)

第17条 所属長は、臨時発着場を使用するときは、次に掲げる措置を講じ、安全を確保しなければならない。

(1) 警戒員を配置して関係者以外の者の立入りを禁止すること。

(2) 航空機、燃料等の警戒を行うこと。

(3) その他離着陸に必要な措置を講ずること。

(隊員の心構え)

第18条 航空隊の隊員(以下「隊員」という。)は、航空機の安全運航と航空業務の円滑な遂行を図るため、関係法令の研究及び技術の向上に努めなければならない。

(事件等の引継ぎ)

第19条 隊員は、活動中に取り扱った事件、事故等については、管理責任者に報告の上、当該事件等を管轄する所属へ引き継がなければならない。

(防護計画)

第20条 管理責任者は、航空基地における災害その他の事故防止に努めるとともに、非常

の場合における航空基地、航空機等の防護に必要な計画を立てておかなければならない。

(検査)

第21条 管理責任者は、規則第22条に規定する検査を行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

(非可動報告)

第22条 運航責任者は、航空機の故障、定期整備等のため、航空機が非可動状態になったときは、管理責任者に報告しなければならない。

(細則)

第23条 管理責任者は、この訓令に定めるもののほか、航空隊の運営、航空機の運用等について必要な細目的事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第13条関係）

航 空 機 搭 乗 心 得	
搭乗に当たっては、機長その他の係員が指示する事項及び次に掲げる事項を遵守すること。	
搭 乗 前	1 機長と飛行に関する打合せを十分行うこと。 2 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 3 風邪、高血圧等身体に異常がある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。 4 不用意に機体に近づき、又は手を触れないこと。 5 機体の付近では、喫煙しないこと。 6 回転翼に注意し、帽子その他のものを飛散させないこと。 7 用便は、済ませておくこと。 8 機体に乗り込む時は、機体の前方から近づくこと。
搭 乗 中	1 身体に合わせてベルトを調整し、着用すること。 2 身体に異常が生じた場合は、速やかに機長に申し出ること。 3 無線通話を行う場合は、機長に申し出ること。 4 機内のスイッチ、装備品等に手を触れないこと。 5 機外には、絶対に物を捨てないこと。 6 携行品、帽子等の落下防止の措置をとること。 7 ドアの開閉装置には、絶対に手を触れないこと。
降 機 時	1 係員の指示に従って降りること。 2 機体の後方には絶対近づかないこと。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

航空機月間運航計画書（ 月）

日	曜日	運航内容		日	曜日	運航内容	
		午前	午後			午前	午後
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				月間飛行時間			
月間重点						内訳	
備考							

別記様式第 2 号（第10条関係）

第 号					
年 月 日					
徳島県警察本部長 殿					
所属長					
航空機支援・搭乗申請書（甲）					
目 的					
飛 行 年月日時	年 月 日 時から 時まで (予備日： 月 日)				
飛行区域					
搭 乗 者	所 属	階級	氏 名	年 齢	連 絡 先
搭 乗 地					
携行品等					
備 考					

注 適宜、行を追加すること。

第 号

年 月 日

航空機支援・搭乗承認書

年 月 日にあった申請については、航空機の支援・搭乗を承認します。

なお、この承認書は、搭乗する際に機長に提出すること。

徳島県警察本部長

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日				
徳島県警察本部長 殿				
住所				
申請者				
氏名				
航空機支援・搭乗申請書（乙）				
目 的				
飛 行 年月日時	年 月 日 時から 時まで (予備日： 月 日)			
飛行区域				
搭 乗 者	住 所	氏 名	年 齢	連 絡 先
搭 乗 地				
携行品等				
備 考				

誓 約 書

年 月 日

徳 島 県 警 察 本 部 長 殿

住 所

氏 名

電 話 （ - - ）

徳島県警察の航空機に搭乗するに当たり、機長その他の係員の指示に従うことを誓約します。

別記様式第 6 号（第16条関係）

第 号			
年 月 日			
徳 島 県 警 察 本 部 長 殿			
所属長			
臨時発着場調査報告書			
離 着 陸 場 の 名 称			
場 所			
所 有 者	住 所		
	氏 名		
	職 業	TEL	
管 理 者	住 所		
	氏 名		
	職 業	TEL	
土地の状況	面 積		
	土 質		勾 配
	標 高		排水状況
恒 風			
署 か ら の 距 離		所要時間	
所 管 区 名			
交番等からの距離		所要時間	

見 取 図	
平面図	C A B D
A－B断面図	
C－D断面図	

注 1 見取り図に記載する平面図及び断面図には、それぞれ別に示す基準以内の物件（民家、立木、電柱、垣根等）の名称、位置及び高さを図示すること。

2 候補となる場所、署、所管区の位置を明示した 2 万 5 千～5 万分の 1 の地図及び候補となる場所の四囲の状況を撮影した写真を添付すること。

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

住 所

氏 名

使用承諾書

下記のとおり、徳島県警察航空機の臨時発着場として使用することを承諾する。

記

1 使用場所

2 使用目的

警察業務のため

3 使用条件

(1) 使用に際しては、その都度、事前に連絡すること。

(2) 所有者側の申し出があれば、直ちに臨時発着場としての使用を中止すること。